

令和 2 年 11 月 11 日

北区役所土木農林分室への接続工事の申請について

北区役所土木農林分室管内において、**給水管 3 本以上が近接する接続工事**については、道路占用許可を得るよう道路管路者より指示がありました。

今後、このような案件がございましたら、「道路一時掘さく許可願」ではお受けできませんので、申請から許可までの期間を勘案の上、施工時期を設定して頂き、**「道路占用許可申請書」**を**北区役所土木農林分室へ提出**するようお願いします。

判断が難しい案件については、北区役所土木農林分室に直接相談してください。